（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第九条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条第一項の規定による保険料の還付請求） **第一条**　北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。以下「令」という。）第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったものとみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料（当該期間に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。）の還付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書に、国民年金手帳を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　帰国した被害者の氏名、生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号 三　（略） 2　（略） （特例追納の申出等） **第二条**　令第八条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　（略） 三　個人番号又は基礎年金番号 2～4　（略） （老齢基礎年金の額の改定の請求） **第三条**　令第十七条第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　個人番号又は基礎年金番号 三　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略）	（令第二条第一項の規定による保険料の還付請求） **第一条**　北朝鮮によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。以下「令」という。）第一条第三項の規定により国民年金の被保険者でなかったものとみなされた期間について、納付された当該期間に係る保険料（当該期間に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条の二第一項の規定による保険料を除く。）の還付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書に、国民年金手帳を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　帰国した被害者の氏名及び生年月日並びに基礎年金番号 三　（略） 2　（略） （特例追納の申出等） **第二条**　令第八条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一　氏名及び住所 二　（略） 三　基礎年金番号 2～4　（略） （老齢基礎年金の額の改定の請求） **第三条**　令第十七条第二項の規定による老齢基礎年金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。 一　（略） 二　基礎年金番号 三　（略） 2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略）